

新地方公会計制度について

1. 公会計改革の推進

「地方公共団体における行政改革推進の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日)等により、地方公共団体は、普通会計および公営企業などを含めた連結ベースでの財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)を毎年整備、開示しています。

これらを整備する意義は、市の保有する**資産の正確な把握及び有効活用**にあり、各団体においては、**財務書類4表**の具体的な活用を見据えた取り組みにしていくことが重要です。

■ 公会計改革の目的

(1) 住民に対する開示の実践効果(透明性の向上、説明責任の履行)

- ・決算書では把握困難な、資産情報や現金の支出を伴わない見えにくいコストを把握することができる。
- ・公営企業などを含めた連結ベースで作成することにより、市の全体的な財務状況を把握することができる。

(2) 行政経営意思決定への活用実践効果(マネジメント力の向上)

- ・他団体との比較分析を通じて市の特徴・課題が明確になり、今後の方向の検討に役立てることができる。
- ・**資産を基準**にした目標設定やその進捗管理へ活用することができる。
- ・より細分化し、**施策別、事業別、施設別に作成**することなどにより、行政評価等との連携、改革改善に繋げることができる。

(3) 会計情報整備の実践効果(資産・債務の適切な管理)

- ・遊休資産を全庁的に把握することにより、資産売却・活用を促進できる。
- ・資産現物と貸借対照表との整合性を確保し、管理の実効性を高めることができる。

■ 財政健全化法との関係

